

CALE NEWS

Center for Asian Legal Exchange
名古屋大学法政国際教育協力研究センターニューズレター

ミャンマー・日本法律研究センター設立

文部科学大臣 下村博文	2頁
名古屋大学総長 濱口道成	3頁
法務省法務総合研究所長 酒井邦彦	4頁
一般社団法人中部経済連合会会長 三田敏雄	5頁
名古屋大学理事・副総長 鮎京正訓	6頁
名古屋大学大学院法学研究科長 定形 衛	7頁

2013年11月29日、ミャンマー連邦共和国ミヤ・エイ教育大臣が、ご逝去されました。ミヤ・エイ大臣は、北海道大学で博士号を取得され、日本の大学との学術交流促進に熱心に取り組まれ、本学の「ミャンマー・日本法律研究センター」開所にあたり、多大なご尽力を賜りました。

これまでのご協力に感謝するとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

号外

2013.12.25

ミャンマー・日本法律研究センター開所に寄せて



文部科学大臣
下村 博文

名古屋大学ミャンマー・日本法律研究センターの開所を心よりお喜び申し上げます。

ヤンゴンでの開所記念式典は、ミャンマー教育省バシエ副大臣をはじめ現地の教育関係者や経済界の方々など、関係者多数の御列席の下、盛大に執り行われたと伺っております。

名古屋大学におかれましては、これまで、ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム、カンボジアにおいて、それぞれの国の民主的発展を担う法曹人材の育成のため、日本法教育研究センターを設置され、日本語による日本法教育を通じて、各国の法整備の支援を進めるとともに、日本への留学のゲートウェイとして、多くの学生に日本留学の道を切り開いて来られました。こうした取組は、それぞれの国の発展を支援するとどまらず、人と人との交流を通じ、我が国と関係諸国との間の末長く、強固な友好関係の礎を築くものでもあります。

過去20年間以上にわたり、アジア諸国を中心に、公正な市場経済、法の支配、人権、民主主義の確立を実現するための法整備支援に取り組まれ、すばらしい成果を上げてこられた名古屋大学が、このたびミャンマーにセンターを設置され、新たな国際協力を展開されますことは、濱口総長をはじめとする数多くの皆様の御尽力の賜物であり、関係各位に心から敬意と謝意を表します。

去る5月、安倍総理がミャンマーを訪問されました。その際、濱口総長のほか、我が国を代表する民間企業のCEOも同行され、産・学・官一体となって、ミャンマーの民主的発展を支援する姿勢をお示しいたしました。名古屋大学のミャンマーにおける法整備支援・人材育成は、まさにそのための極めて重要な取組であり、今後の成果を大いに期待しております。

今、国立大学には、国民や社会の期待に応える大学改革を主体的に実行していくことが求められています。このため文部科学省では、国立大学の第2期中期目標期間（平成27年度まで）の後半3年間を「改革加速期間」として設定し、国立大学の機能強化に精力的に取り組むこととしています。「大学力」は国力そのものであり、大学の強化なくして我が国の発展はありません。少子高齢化やグローバル化の急速な進展など、我が国の社会経済構造が大きく変化する中、国立大学には、自らの強み、特色、社会的役割を再認識し、学長のリーダーシップの下、グローバル人材の育成や新しい社会的価値の創出などのため、思い切った機能強化を図り、我が国や世界の発展のため、社会からの高い期待にスピード感を持って目に見える形で応えていくことが求められています。

文部科学省としては、名古屋大学でなければできないこの「法整備支援」の取組を今後とも積極的に支援してまいりたいと考えております。名古屋大学におかれましては、引き続きこのような大学の機能強化に向けて、なお一層積極的に取り組まれますようお願いいたします。

結びに、本センターの活動がミャンマーのますますの発展に寄与するものとなるとともに、日本とミャンマーの友好の絆を一層深めるものとなることを祈念いたします。



日緬両国が注目する「ミャンマー・日本法律研究センター」の開所



名古屋大学総長
濱口 道成

■ 名古屋大学とミャンマー —同窓生の活躍—

名古屋大学は、アジアの各地に設置した海外拠点を活用し、日本と現地の架け橋となる優秀な人材育成を目的とした「名古屋大学アジア戦略」を推進しています。ミャンマーに対しては、アジア諸国のナショナル・リーダーを養成するヤング・リーダーズ・プログラム（YLP）により医療行政に携わる人材や人材育成無償支援（JDS）事業により市場経済化に必要な法整備のための人材の育成に貢献してきました。

法学研究科および法政国際教育協力研究センター（CALE）は、本学の「アジア戦略」のトップランナーとして、アジア諸国の法律人材の育成およびアジア法研究を通して、本学の国際化に貢献してきました。「ミャンマー・日本法律研究センター（以下、センター）」は、名古屋大学のアジア人材育成の中核として、そして、センターと同時に設立された名古屋大学全学同窓会ミャンマー支部の拠点として、本学のミャンマーにおける拠点として活動することを期待しています。

これまで、80名を超えるミャンマー同窓生を輩出しており、ニィ・ニィ・ラット・ミャンマー保健省大臣秘書官長をはじめ、同窓生は政府や大学幹部として政府中枢で活躍しています。この7月には、経済学研究科で博士号を取得したサン・ルウィン氏が教育副大臣に



故ミヤ・エイ教育大臣表敬訪問（2013年6月）



全学間学術交流協定締結 ヤンゴン大学ティン・トゥン学長とともに就任されたといううれしいニュースが入ってきました。これも、ミャンマー政府からの本学に対する強い期待の表れだと確信しております。

■ 安倍首相のミャンマー訪問

本年5月、安倍晋三首相が日本の首相として36年ぶりにミャンマーを訪問されましたが、私も政府訪問団の一員として同行する機会を得ました。訪問中は、安倍首相とティン・セイン・ミャンマー大統領による首脳会談に引き続いて行われた官民会合に出席し、本学のミャンマーに対する人材育成事業を紹介しました。ティン・セイン大統領からは、ミャンマーの法の支配の確立に対して、センターの活動に強い期待が寄せられました。安倍首相のミャンマー公式訪問にあたっては、政府関係者の他、40社を超える民間企業CEOに加え、3名の大学代表者が同行しましたが、高等教育機関からは唯一、私が民間代表として出席しました。安倍首相も、政府のミャンマー支援については、経済資本の整備とならんで法整備支援と人材育成を大きな柱にされており、センターの設立は日本政府の方針とも合致しています。

■ 近代社会の確立に向けて

ミャンマーは、現在急速に経済が発展しています。資源が豊富なミャンマーは、現在日本をはじめとする世界各国からの投資先としても有望視されていますが、その経済発展に法整備が遅れています。アジアはまだ法治ではなく人治の世界でもあり、それを近代社会にしていく仕事が日本に課せられていると考えています。日本の近代化の経験を共有し、センターがミャンマーの民主化および法の支配の確立に貢献することを期待しています。

ミャンマー法整備支援と名古屋大学への期待



法務省
法務総合研究所長
酒井 邦彦

■ 名古屋大学ミャンマー・日本法律研究センター開設にあたり

名古屋大学とヤンゴン大学との学術交流協定に基づく「ミャンマー・日本法律研究センター」の開設につき、心からお慶び申し上げます。日本の大学として初めて、ミャンマー最高峰の国立大学であるヤンゴン大学と学術交流協定を締結するに至るまでには、様々な苦労があったと思います。改めて、関係者の皆さまのミャンマー法整備支援にかける情熱に敬意を表します。

そもそも、我が国のアジア諸国に対する法整備支援活動は、1990年代半ばに、名古屋大学から始まり、その後、法務省や独立行政法人国際協力機構（JICA）も加わって、今では、我が国の国際協力分野において、極めて重要な役割を担うに至っています。その間、名古屋大学は、常に、この分野のパイオニアとして、一連の日本法教育研究センター設置を始めとして、新たな試みにチャレンジしており、私たち法務省としても、これまで名古屋大学の積極的な取組に幾度となく勇気づけられてきたところです。

■ ミャンマーと日本の今までとこれから

ところで、我が国の大学は、欧米諸国が経済制裁を行う中であって、先進国の中で唯一、ミャンマーから留学生を受け入れてきました。名古屋大学においても、これまで人材育成無償支援（JDS）事業やヤング・リーダーズ・プログラム（YLP）により、連邦最高裁判所や連邦法務長官府等から留学生を受け入れ、すでに80名を超える優秀な同窓生を輩出しており、本年6月には、名古屋大学全学同窓会ミャンマー支部が設立されたと聞いております。そうした地道な活動が、ミャンマーの日本に対する信頼関係の基礎となっていることを忘れることはできません。

現在、日本政府は、民政移管以降のミャンマーの取

組を評価し、同国の民主化、国民和解及び持続的発展に向けた改革努力を後押しするため、積極的に支援していく方針を示し、本年1月には、現政権で初の閣僚による外遊先として、麻生太郎副総理が同国を訪問し、さらに5月には安倍晋三内閣総理大臣が日本国総理大臣として36年ぶりに同国を訪問して、テイン・セイン大統領と共に「日ミャンマー共同声明～新しい友情の礎～」と題する共同声明を発表したところです。この総理訪緬には、日本の教育機関を代表して、名古屋大学の濱口道成総長が参加されたと聞いております。

■ ミャンマー法整備支援と人材育成

こうして両国の関係が強まる中、法務省法務総合研究所においても、JICAと共に連邦法務長官府及び連邦最高裁判所をカウンターパートとして、ミャンマーが直面する喫緊の立法課題への対応能力の強化（立法起草能力向上支援）及び両機関の人材育成の基盤整備という2本柱を内容とする「ミャンマー法整備支援プロジェクト」を開始する予定となっています。

法整備支援事業というものは、法律を作るに止まらず、法律を下支えする制度を作り、更にそれを動かす人を作るというまさに国家百年の計を図る遠大な事業です。その中でも最も重要なのは「人作り」であり、特に若い法律家をいかに育てるかが、成功の鍵を握っています。その意味でも、日緬両国の高等教育機関における架け橋である名古屋大学ミャンマー・日本法律研究センターにかかる期待は誠に大きいものがあります。当研究所としても、ミャンマーに「法の支配」が行き渡る日を夢見て、名古屋大学との連携を一層深めて共に歩んでいきたいと思っております。



ヤンゴン管区の裁判所にて（2012年10月）

ミャンマー・日本法律研究センターに寄せる経済界の期待



一般社団法人
中部経済連合会会長
三田 敏雄

■ はじめに

このたびは、貴学関係者のご努力が実を結び、名古屋大学とヤンゴン大学における「学術交流協定の締結」および「ミャンマー・日本法律研究センター」の開所を迎えられましたことを心からお祝い申し上げます。

■ 市場経済改革と法制度整備の必要性

ミャンマーではテイン・セイン大統領率いる新政府が発足して以来、精力的な民主化と併せて経済改革も急速に進められています。中国をはじめ、経済成長が著しいインドやタイと国境を接する地理的な優位性に加え、豊富な資源を有していることから、世界は「アジア最後のフロンティア」と称して高い関心を寄せています。日本企業も頻繁にミャンマーへ足を運び、進出の機会を探っていますが、現地における企業活動に必要なインフラ整備が十分に整っていないことに加え、法制度整備の遅れを理由に進出を躊躇する日本企業も少なくありません。企業が進出するにあたり、会社設立から労務管理、知的財産の保護など経営に関わるあらゆる場面において法律は密接に関係しており、外国企業にとって進出しやすい環境とは、法制度が整備されている環境であると言い換えても過言ではありません。今後ミャンマーの市場経済システムを発展させていく上で、法制度整備とあわせて将来にわたり法曹界を担う人材育成が急務とされていることから、名古屋大学がミャンマー最高峰の国立大学であるヤンゴン大学と協力体制を整え、現地における支援システムを構築されましたことは大変意義深きことであり、私ども地元経済界も大いに期待を寄せております。

■ 日系進出企業の抱える課題

中部経済連合会は、昨年9月に私が団長を務める「東南アジア経済視察団」をミャンマー、インドネシア、ベトナムの3か国に派遣いたしました。現地では、会員企業である団員の皆様とともに日系進出企業を訪問し、現地で抱える様々な課題について話を伺いました。やはり、会社法をはじめとする各法律の不透明さと不確実性を指摘する声が多く、法律の解釈の違いがもたらす運用面での障害に苦勞をされていることを知り、私自身も改めて法整備の重要性を認識するに至りました。

■ 鮎京理事・副総長との出会い

「東南アジア経済視察団」でミャンマーを訪問した際、名古屋大学の鮎京理事・副総長とお会いする機会があり、名古屋大学CALE（法政国際教育協力研究センター）の活動について話を伺いました。CALEでは、ミャンマーを含むアジア諸国（ウズベキスタン・モンゴル・ベトナム・カンボジア）の主要大学に日本法教育研究センターを設置し、日本法の専門家を育成するために日本語による日本法教育を実施されているとのこと。学生は現地の大学で自国法を学ぶ傍ら、並行して日本法教育を受けることにより、自国の法令を相対的に捉えることができるようなコースが設定され、法令整備や司法制度の整備を担う人材を育てる上で、非常に有効な教育手法であることを教えていただきました。

■ 経済界が寄せる期待

このように、ミャンマーをはじめアジア諸国に対する法整備支援の先駆を担う大学が地元名古屋に存在することは、当地域の企業がアジア諸国において経済活動を行う上で、現地における人的ネットワークの形成や優秀な人材の確保に結びつく磐石な土台を築いていくことに繋がります。地元経済界としても大変ありがたく喜ばしいことであり、改めて、ミャンマー・日本法律研究センターに期待を寄せますとともに、日本とミャンマーの経済・教育・文化・人的交流がより一層発展しますことを祈念申し上げます。

ミャンマー法律家との出会い—日本法律研究センター開所によせて—



名古屋大学
理事・副総長
鮎京 正訓

■ ストラスブールでの出会い

私とミャンマー法律家との出会いは、突然のようにやってきました。2009年2月、ASEM(アジア欧州会合)がフランスのストラスブールにおいて、人権に関する国際会議を開催したときのことでした。会場のホテルから、見学先の欧州議会まで、トラム(市内電車)で移動したとき、この会議に参加していた一人のミャンマー女性と偶然に隣り合わせになりました。私は、ずっと以前から、ミャンマーのヤンゴン大学法学部との学術交流を希望しており、それまでに何回も、ヤンゴン大学法学部長を名古屋大学へ招聘しようと計画してきましたが、いつもきまって、直前になると「ミャンマー政府の出国許可が出ない」という連絡が来て、それは実現されることはありませんでした。そこで、トラムの隣の人がミャンマーからの参加者と知り、声をかけたのです。私が日本からの参加者であると分かると、突然彼女は、「名古屋のエミをご存知ですか」と問いかけてきました。そこで、私は、「もしかしたら、牧野絵美さんのことですか」と聞き返したところ、「そうです」ということで、急に話が盛り上がりました。

■ タンヌエ教授との交流

牧野絵美さん(現・名古屋大学特任講師。ミャンマー法)は、学部、大学院と私のゼミ生であり、大学院在学中にJICAのインターンシップで、ミャンマーのJICA事務所研修を行い、当時JICAミャンマー事務所長であった佐々木隆宏さん(現・フィリピン事務所長)から「ミャンマーにおける法学教育」という調査テーマを与えられ、その調査を通じて、ヤンゴン大学法学部長の知己を得ました。私がストラスブールのトラムで出会った女性こそ、牧野さんが滞在中にお世話になったヤンゴン大学法学部長のタンヌエ教授で

した。タンヌエ教授は、私が何度も招聘しようとして、出国許可が出なかった、当の人物であったのです。私は、ようやく探し求めていた人物に出会うことができました。タンヌエ先生は、最近、自分は大学で定年を迎え、学部長を終えたので、ようやく自由に外国に出かけられるようになった、と語ってくれました。これが機縁となり、その後、タンヌエ先生を数回にわたり名古屋大学にお招きすることができるようになりました。今回の名古屋大学とヤンゴン大学との学術交流協定の締結、ミャンマー・日本法律研究センターの開所が首尾よく行われたことを考えるとき、私は、人と人との縁というものに深い思いを抱かざるをえません。

■ 人々の願い

1990年代中頃に、私がアジア法整備支援事業に関わり始めたとき、法整備支援国内委員会でもにがんばったJICAの佐々木さんが、その後、ミャンマーで弟子の牧野さんを世話してくださり、また、牧野さんがタンヌエ先生に親しくしていただき、さらに日本からもミャンマーからも遥かに遠いストラスブールの地で、私とタンヌエ先生が偶然に出会うことができました。これら一連の機縁が、今回のヤンゴン大学との素晴らしい協力関係を生み出してきたのです。人と人の織りなす綾こそが、国際協力の原動力であることを、あらためて思い知りました。ヤンゴン大学に開所したミャンマー・日本法律研究センターには、したがって、多くの人々の願いと希望がいっぱいに詰まっており、このセンターを日緬の人々の交流拠点として大切に発展させていきたいと思っています。



タンヌエ先生(中央)、牧野絵美さん(左から3番目)とともに

ミャンマーの人々とともに歩むセンターを目指して



名古屋大学大学院
法学研究科長
定形 衛

■ ミャンマー・日本法律研究センター開所の意義

名古屋大学法学研究科は、本年6月29日、民政移管後間もないミャンマーにおいて、その高等教育機関の最高峰ヤンゴン大学に悲願のミャンマー・日本法律研究センターを開設いたしました。法学研究科および法政国際教育協力研究センターはこの20年余、アジアの体制転換国への法整備支援を教育・研究ミッションとして高く掲げ、また現地には日本法教育研究センターを次々に設立してきたところであります。そして今回、ヤンゴン大学と大学間学術交流協定を締結するとともに、ミャンマー教育省の支援のもとヤンゴン大学においてセンター開所式を挙げるようになったのでした。

開所式に先立ち、同日ヤンゴン大学では濱口総長により名古屋大学とヤンゴン大学の大学間学術交流協定の署名がおこなわれましたが、これは両国の総合大学が締結する初めての協定というきわめて意義深いものであります。また、当センターは、ミャンマーの法学教育・研究活動の支援、両国の法情報の相互発信はもとより、法学分野のみならず名古屋大学の全学拠点としての役割をも担うものであり、これは、既存の5つのセンター（タシケント法科大学、ハノイ法科大学、ホーチミン市法科大学、モンゴル国立大学、カンボジア王立法経大学）について6つ目のセンター開設となりました。



センター開所式テープカット



センター開所に関する覚書締結 ヤンゴン大学ティン・トゥン学長とともに

■ ミャンマー発展の地歩への一助として

今日アジア諸国は民主化の進展、経済のグローバル化のなかで「激動のアジア」から「躍動するアジア」の時代を迎えています。その中心的位置をしめるASEAN（東南アジア諸国連合）は、90年代後半にインドシナ3国、ミャンマーを加えて10カ国へと拡大し、ミャンマーは2014年度には議長国として、翌15年の「ASEAN共同体」の構築にむけて大きな役割が期待されています。

ミャンマーは長く困難な軍政期をへて、2008年に新憲法を公布、2011年3月に民政へと移管しました。しかし民政に移管したからといって、すべての問題が解決したわけではなく、「体制転換期」における民主化の定着、法の支配の実現、さらに国をあげての経済発展という、希望に満ちてはいるものの、厳しくかつ地道な営みがこれから本格的に始ろうとしています。こうした転換期のミャンマー社会が発展の地歩を築くためには、法整備、民主的な政治制度の確立が急がれていることは言を俟たないところであります。そして私たちの活動のミッションも、ミャンマー社会を下から支えてきた民衆が培ってきた歴史、文化そしてこれらの誇りに根ざしたものの、言い換えれば、民衆とともに歩む法整備でなければならないでしょう。

人々の生活の安定、より砕けた言い方をすれば毎日安心して暮らすことができ、生活に幸福感を感じられる社会を構築するための法整備支援であること、そうした活動の拠点となるセンターであることを願っています。私たちがミャンマーを訪れて接する文化遺産や社会の風習、留学生が演じてくれる舞踊や音楽、思考方法などと響き合う教育・研究活動をこのセンター設立を契機に蓄積していければと考えています。

発行

名古屋大学法政国際教育協力研究センター

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

TEL. 052-789-2325 / FAX. 052-789-4902

CALE NewsのバックナンバーはCALEのホームページでもご覧いただけます

URL <http://cale.law.nagoya-u.ac.jp>

「シュエダゴン・パゴダ」

ヤンゴン市街の北に黄金に輝く寺院「シュエダゴン・パゴダ」は、伝説によると2500年以上前、商人の兄弟がインドで仏陀から受け取った8本の聖髪を奉納したのが起源。「シュエ」は金、「ダゴン」はヤンゴンの古い名前であり、国民の9割が仏教を信仰するミャンマー人にとってミャンマー最大寺院である「シュエダゴン・パゴダ」は心のよりどころである。古くより生まれた曜日による占いが盛んであり、パゴダの周囲には、必ず『八曜日（通常の7曜日に加え、水曜日を午前と午後に分ける）』の祭壇があり、その曜日生まれの人々が熱心にお祈りをしている。

